

令和 7 年度版

入園のしおり



豊田市立藤藪こども園

も く じ

1	教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2	めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 2
3	藤敷こども園の保育の基本理念・めざすこども像	-----	P. 3
4	保育時間	-----	P. 4
5	一日の保育内容	-----	P. 5
6	食事とおやつ	-----	P. 8
7	行事について	-----	P. 9
8	健康管理	-----	P. 13
9	家庭の協力	-----	P. 16
10	災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 17
11	保育料等	-----	P. 24
12	状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 25
13	保育支援アプリの利用	-----	P. 26
14	その他の注意事項	-----	P. 27
15	その他の取り組み	-----	P. 29
	こども園等一覧表	-----	P. 29

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

3 藤敷こども園の保育の基本理念・めざすこども像

基本理念

- ・ こどもが笑顔
- ・ 保護者が笑顔
- ・ 保育者が笑顔

保育目標

- ・ よく考え意欲的に活動する子

めざすこども像

- ・ ふふふと いつもえがおの子
- ・ じぶんだいすき ともだちだいすきな子
- ・ やりたいことに じぶんから どんなことにも ぶつかっていける子

経営方針

- ・ 安全で衛生的な環境のもと、情緒の安定となるような信頼関係を築く
- ・ 乳幼児の個々の発達に応じた基本的な生活行動が身につく生活の展開に努める
- ・ 一人一人の良さや可能性を伸ばし、人とのかかわりの中で様々な経験をして友達と過ごすことの楽しさが感じられる保育を行う
- ・ 環境を軸として遊びを保障し、感じる心や考える力を育て、一人一人が自分の力を発揮できる環境や援助を行う
- ・ 人・モノ・場に興味をもち、自分からかかわっていく喜びを感じ、こども達の意思や活動への意欲を引き出す保育の展開を行う
- ・ 地域の教育力を活用し、地域をこどもの生活に取り入れた保育をする
- ・ あそびの森の環境を生かし、四季の変化を五感で体感し、自然に親しみ大切にす
る心を育てる
- ・ こどもの成長を保護者と共有し、情報交換をしながら、園と保護者との相互理解
に努める

○令和 7 年度クラス編成（令和 7 年 1 月末現在）

乳児

1.2 歳児（うさぎ） 8 名

2 歳児（ペンギン） 13 名

幼児

3 歳児（ぱんだ） 12 名

4 歳児（きりん） 13 名

（こあら） 12 名

5 歳児（ぞう） 19 名

計 77 名

4 保育時間

藤敷こども園の基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。

早朝・延長・土曜日保育を実施していますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後6時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

以下ご注意ください↓

⚠早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- （1）入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。

慣らし保育	乳児	8：30～11：30
	幼児	8：30～12：30

お子さんの姿に合わせて時間が変わることがあります。

- （2）登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。
止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- （3）家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。
ご両親のどちらかが仕事がやすみなど、家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

5 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7 : 3 0	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8 : 3 0	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活	9 : 0 0	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
お や つ	1 0 : 0 0	
昼 食	1 2 : 0 0	昼 食
昼 寝 1年通して毎日	1 3 : 0 0	遊び ・自発的な活動 昼寝 3歳児 4月～1月 4.5歳児 夏季保育中
お や つ	1 4 : 0 0	
降 園 延長保育	1 5 : 0 0	降 園 延長保育
	1 6 : 0 0	
	1 7 : 0 0	
延長保育最終降園	1 8 : 0 0	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育（実施園のみ）においては、昼食・降園時間が異なります。

6 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事することにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜給食は園により多少異なります。簡易給食（調理パン）または弁当の場合あり

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。
詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

- ・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。
- ・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者と相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

7 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。詳細については4月にお知らせします。コドモンのカレンダー機能をご覧ください。◎については保護者参加行事です。

月	行事名	月	行事名
4月	◎入 園 式（新入園幼児）	10月	◎運 動 会
5月	◎保育参観クラス懇談会	11月	なかよし遠足（幼児） ◎祖父母発表会（幼児）
6月	プール開き	12月	◎生活発表会（幼児） お楽しみ会
7月	七夕会 ◎個別懇談会（3.4 歳児） ◎希望懇談会（5 歳児）	1月	新年を祝う会・鏡開き ◎保育参加（5 歳児） ◎個別懇談会（5 歳児） ◎希望懇談会（3.4 歳児）
8月	夏季休業保育（7/21～8/31）	2月	豆まき ◎保育参加（3.4 歳児） ◎入園説明会（新入園児）
9月	プール納め	3月	ひな祭り会 なかよし遠足（幼児） ◎卒園式（5 歳児）
その他	・動物とのふれあい（隔年） （移動動物園が園に来ます。動物とのふれあいなど体験します） ・六所山野外体験学習（5 歳児） （六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます） ・交通安全講習（4、5 歳児） ・防サイ君（地震体験）・不審者訓練 ・子育て講座 等		
毎 月	誕生会・交通安全指導・避難訓練		

8 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をする」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、**原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。**

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。
(内服薬、塗り薬、目薬、座薬、保湿剤等すべて対応は同じです)

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel43-5082

ピーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くになったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

<おう吐、下痢、下着の替え等のお願い>

- ・ 便や尿、おう吐物、血液で汚れた衣類は、保育者の体を介して広がる二次感染を防ぐために、そのままお返しします。園内での感染を最小限にするため、ご理解ご協力をお願いします。

また、自宅で洗濯するときは換気をし、使い捨てマスクや手袋、エプロン(袖のあるもの)を使うと、二次感染予防に有効です。そして、塩素系消毒液の使用(色落ち注意)や、85度の湯に1分以上つける(素材により縮む)と、消毒効果があります。他の洗濯物とは分け、終わった後はしっかり手洗いをしましょう。

- ・ 個人の着替えがなかったり、体調が悪くて横になる際布団がなかったりする場合は、園用のものを使用します。園から貸し出した衣服、タオル、帽子、シューズ、布団のシーツなどは洗って返却してください。**パンツは衛生面のことを考え、新品のものを使用しています。返却時には、同じサイズの新品のものを返却いただきますようお願いします。**

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治癒した証明が必要な場合があります(表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法につい

ては、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表 1 治ゆ証明書が必要な感染症 （R6.11 時点）

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

9 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 登園は9:00、降園は申請時間までに園を出られるようご協力ください。
遅れる場合は園に連絡をください。
15:00までの通常保育のお迎えは各保育室です。14:50から保育室前で並んでお待ちください。乳児は直接、お入りください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前にコドモン等で連絡してください。
- ⑤ 登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については利用者がいない日は休園です。園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

(4) 園での個人情報について

- ・園で使用する個人情報については、保護者の同意のもと適切に取り扱いをしていきます。
- ・保護者の方が行事等園内でこどもの姿を写真やビデオなどで撮影する機会が

ありますが、SNS の取扱については十分に気を付けてください。園からの配信で使用する写真は SNS に載せないでください。

※個人情報を含む書類はご配付などで情報漏洩を防ぐため、持ち帰りが出来ないことがあります。園内で記入したり、個人的に配布したりします。お時間をいただくことがありますので、御了承ください。

(5) 園からの緊急の連絡について

- ・こどもの急病などに備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。いつもの緊急連絡先と連絡先が異なる時には、登園時、必ず園にお知らせください。

お知らせのない場合は、緊急連絡票の緊急連絡先の①になっている連絡先へ連絡させていただきます。連絡先の変更がある場合には、必ず園にお知らせください。

- ・緊急時にはコドモンでお知らせすることがあります。

※児童引き渡しカード及び緊急連絡票について

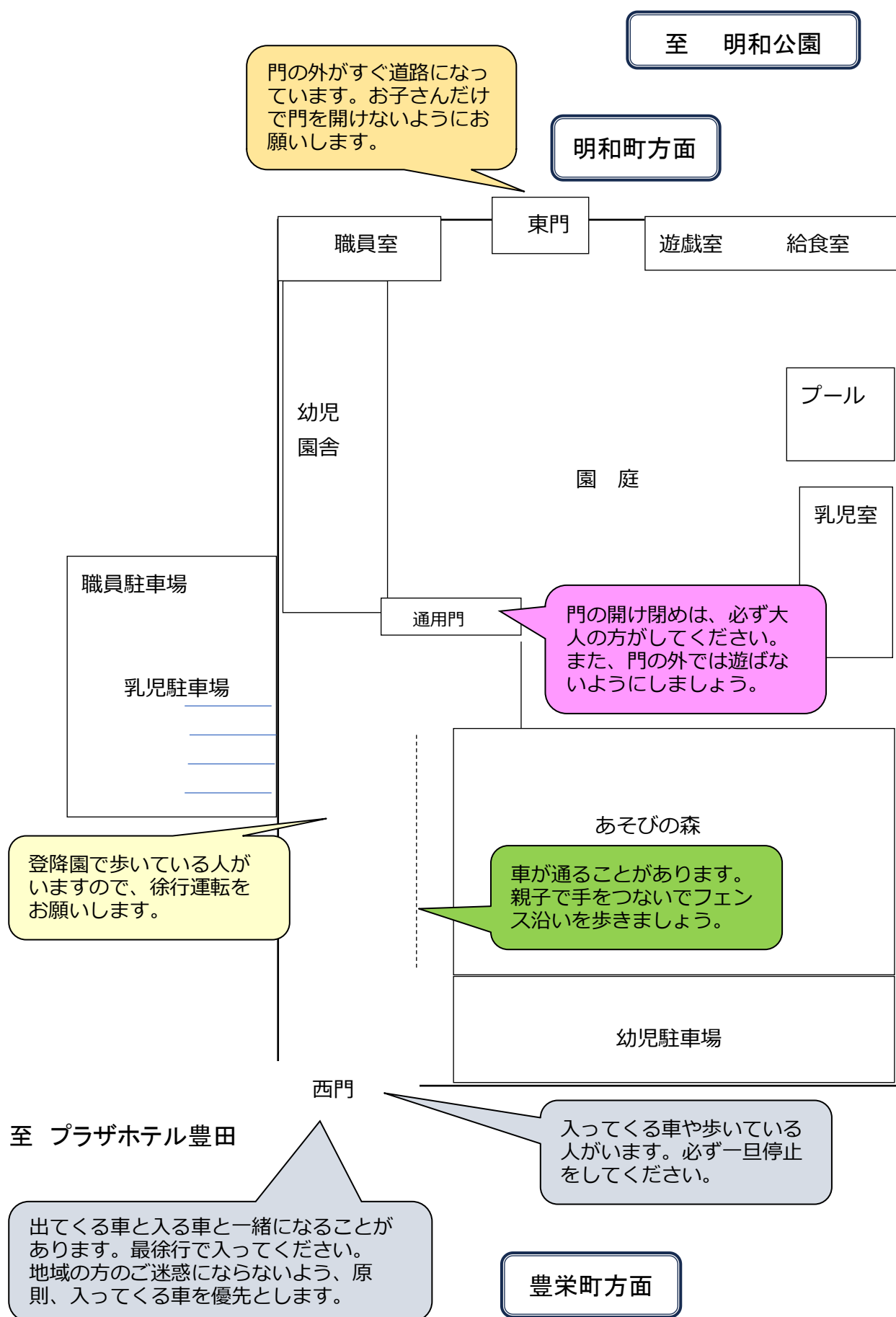
- ・災害時、緊急時などに対応するときに使用するカードです。
- ・乳児用と幼児用があります。
- ・園と情報を共有しておくので安心ですので家庭用にも記入をお願いします。
- ・内容に変更があった場合には、お知らせください。
- ・災害時の引き渡しの際には、家庭用控えは持ってこなくてもよいですが、名前や続柄の確認をさせていただきます。
- ・緊急時に必要と思われる情報で項目のないものは備考欄に記入してください。
- ・変更時は、修正テープの使用が可能です。
- ・毎年、年度末に内容を確認していただき、必要な時には修正加除していただきます。

(6) 登降園の交通安全のお願い

車を利用される場合は、下記のことを守ってください。

- 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
- 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
- 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
- 車中にこどもを残さないでください。
- 土手やフェンスには絶対に登らないようにしてください。
- 門の外、駐車場では遊ばないようにしましょう。
- 駐車場の数に限りがありますので、行事などでは、希望台数の調査や駐車券の発行などさせていただきます。また、詰めて停めていただくこともあり、ご迷惑をおかけすることもあります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【藤敷こども園 園内図 交通安全のお願い 】



10 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区：藤藪こども園）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。

②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。

③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。

④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

11 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】 月額 （16:00まで）1,000円			
				→（17:00まで）2,000円			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）			→→→（18:00まで）3,000円			
				→→→→（19:00まで）4,000円			
月額 1,000 円 ←				→→→→→			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

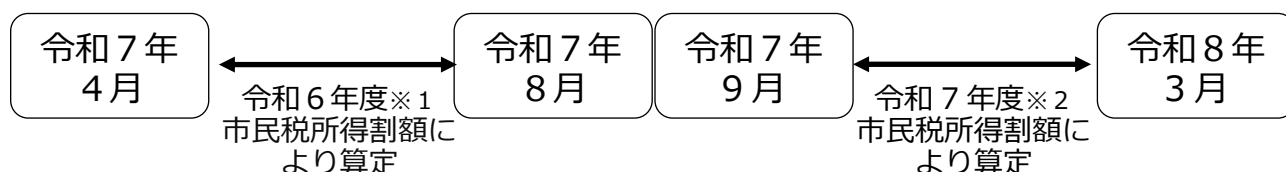
【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0 円	0 円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

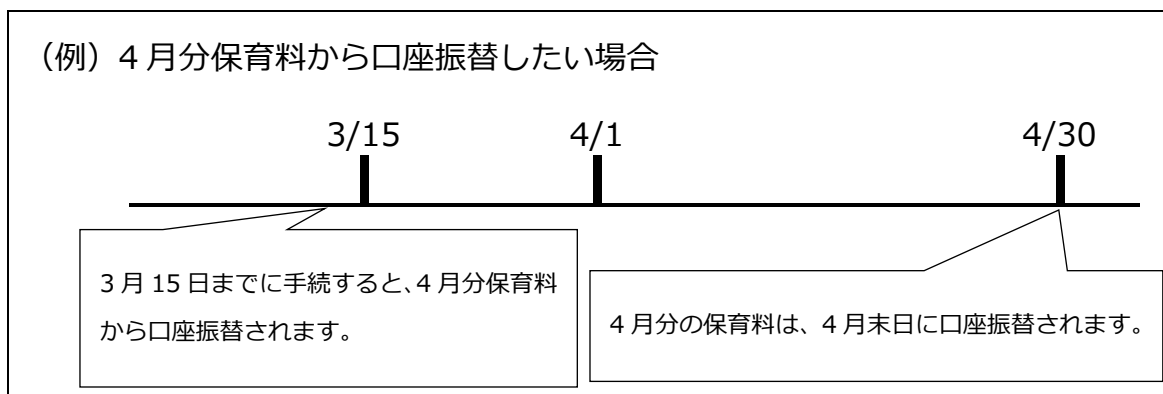
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和 7 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に 1 回のみ)

給食費は対象ではありません。

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3 月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4 月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7 月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8 月	0 円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等 その他費用(保育料以外に毎月かかる費用)

以下の支払については、「12 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度(日本スポーツ振興センター)

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金(保護者負担額)は年額240円又は200円です。(園によって異なります。) 藤藪こども園は240円です。4月分で引き落としになります。

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料(保護者負担額)は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分(給食費は含まない)

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり 美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保 育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児 保育事業、ファミリー・サポート・センタ ー事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 2 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	変更申請書 教育・保育 給付認定	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	—	—	—	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	—	—	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後 2 か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	—	—	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	—	○	○	—	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 か月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 か月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4 月 1 日から入園式の前日まで、7 月 2 1 日から 3 1 日まで、8 月 1 日から 3 1 日まで、及び卒園式の翌日から 3 月 3 1 日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

1 3 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要な ID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途	お願い
1	連絡	出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。	連絡帳…幼児は、毎朝の検温を入力してください。いつもと違う姿などありましたら、コメントにいらしてください。<u>土日など休みの時に体調不良などあったときもお知らせください。</u> 出欠申請…遅刻、欠席（都合欠または病欠）を必ず申請してください。病欠の場合は内容もチェックしてください。様子も書いていただけるとわかります。<u>当日9時までに入力をお願いします。</u> お迎え申請…送迎の人がいつもの方と変更の場合、また、お迎え時間が変わる時には連絡を入れてください。延長保育利用の時間がいつもと変わる場合も申請をお願いします。
2	入退室用 QR コード	登降園時の打刻を行います。	登降園時には、必ず打刻をしてください。早退や<u>兄弟児も忘れずに人数分打刻をお願いします。</u> 打刻の機械は、職員室前と乳児園舎の廊下にあります。兄弟児は、どちらかの端末で人数分打刻してください。
3	給食申請	給食を申請する際に使用します。	連絡の出欠申請から申請します。前週月曜日など申請期限までは、変更可能です。欠席の場合、自動では給食は切れませんので、昼食のチェックを外した後に、欠席申請を行ってください。 ※春・夏・冬季保育保育の際は、切日異なります。コドモンで連絡しますので必ずご確認ください。
4	お知らせの配信	連絡事項、行事案内、クラスの活動の様子など保護者宛てのお知らせを配信します。	コドモンにて園内活動の様子を写真で不定期で配信します。こども達の遊んでいる様子など園生活の雰囲気や伝わるような内容になります。 ※配信への同意がない場合は、写真に写らないようにするなど配慮いたします。なお、配信にあたって写真に写る回数には個人差が生じる可能性がありますので、御了承ください。 <u>※配信される写真については、SNS など不特定</u>

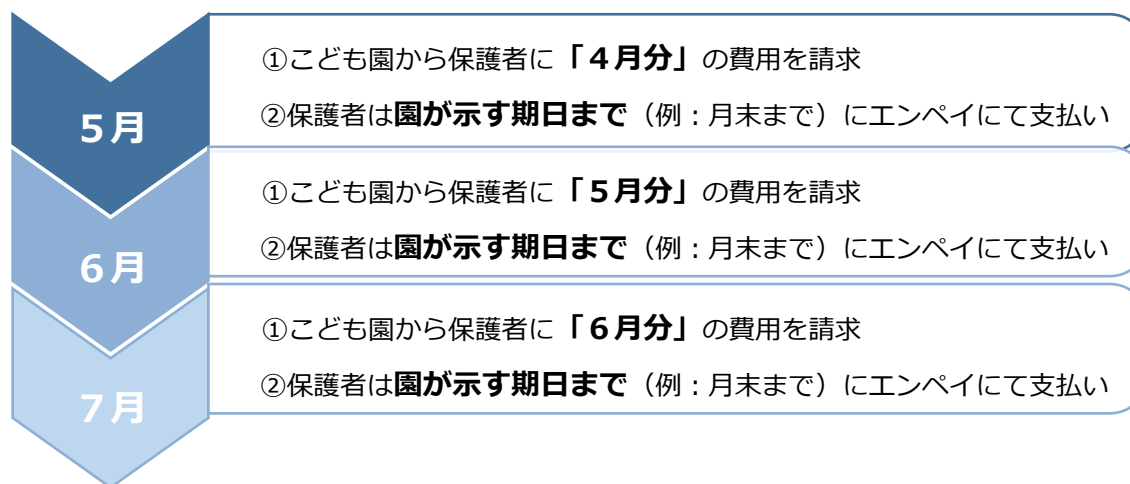
			多数の方に見られるものには転載しないように お願いいたします。 解像度は低くなっています。
5	アンケート	保護者向けのアンケートを行います。	行事の出欠、感想などに使用します。回答にご協力ください。
6	カレンダー	行事や休園日等を確認する際に使用します。	行事や弁当日などが書いてあります。確認してください。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費、絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



1 4 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。（携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。）
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

15 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2 歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年1月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3 歳児

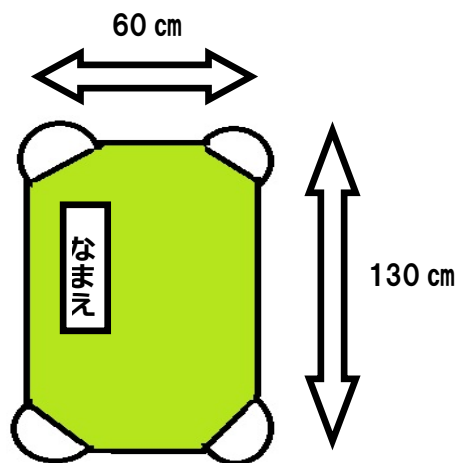
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

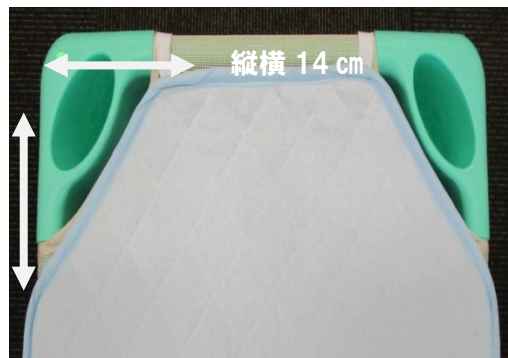
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2～3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】

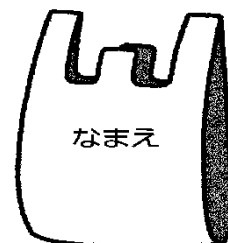


○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



（４）その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学 齢	入園要件 が必要な学 齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

保護者の方の協力事項 《乳児》

乳児のお願い事や園生活に必要な物です。お子さんが園で心地よく過ごせるよう、ご協力をお願いします。

登降園時の手順について

1 登園時の手順

- ① お子さんの靴を靴箱に入れる
- ② 親子で手洗いをする
- ③ コドモンの打刻をする
- ④ 乳児室に入室する
- ⑤ お子さんの帽子・靴下を脱がして、帽子・靴下入れに入れる
- ⑥ 名札を背中側につける（入園当初のみ）
- ⑦ 検温をする
- ⑧ すくすくノートを所定の場所に入れる
- ⑨ 当日使うものを所定の場所に入れる（おしぼり・エプロン・おしりマット等）
- ⑩ シーツ、掛布団を所定の場所に入れる（週のはじめのみ）
- ⑪ 着替え・おむつ（サブスクを利用しない）
- ⑫ **お子さんのおむつの確認をする**
おむつを替えたり、おしっこを済ませたりする
※お子さんが一日を心地よくスタートできるよう、確認をお願いします
- ⑬ お子さんと行ってきますをする
※お子さんが安心して園生活を過ごせるようお願いします

2 降園時の手順

- ① 保護者は手洗いをする
- ② すくすくノートを確認して持ち帰る
- ③ 当日使った物（手拭き・おしぼり・エプロン・おしりマット・トイレの汚れ物等）を持ち帰る
週末は掛布団・シーツも持ち帰る
- ④ おしりマット入れ、トイレの汚れ物入れ（使用した時）を洗う
- ⑤ 名札を外して、所定の場所に置く（入園当初のみ）
- ⑥ お子さんと一緒にさよならをする
- ⑦ 帽子と靴下を身に着ける
- ⑧ コドモンの打刻をする

＜検温の手順＞

（お子さんの健康状態を把握するため）

- ① お子さんを膝にいて、計る
- ② 検温の結果を検温表に記入する
- ③ 検温表の健康状態にチェックをする
- ④ 体温計と検温表を一緒にして保育者に見せる

★爪の長さの確認をして、検温表に記入し、**爪を保育者に見せてください**。長い場合は、爪を切ってください。
（園用の物を貸し出します）

＜汚れ物入れ洗い手順＞

- ① おしりマット入れや汚れ物入れ(使用した時)を流水で洗い、雑巾で拭く
- ② 使った雑巾は、水ですすいで所定の場所に干す
- ③ おしりマット入れ、汚れ物入れの蓋を開け逆さにして元の場所に戻す

3 すくすくノートについて

保護者の方との連絡ノートです。園の様子を伝えたり、家庭での様子を教えてもらったりして、保護者の方と連携をとりながら、お子さんの成長と一緒に喜び、育ちを支えていきたいです。全員の方に記載していただきます。健康状態や帰宅後のお子さんの様子等を家庭で記入してください。

※すくすくノートのファイルは、個人で購入していただきます。

入眠した時間を記入してください

排便した時間と便の状態を記入してください。
※いつもより便の状態がゆるい場合は担任または早朝保育師に声掛けてください。

家庭の様子				園の様子	
4月	前日の夕食	(量)	睡眠	8:40 ~ 7:00	: ~ :
	ハンバーグ	1皿		: ~ :	: ~ :
	コーンスープ	½杯	排便	7:30 (硬・普・軟・下痢)	: (硬・普・軟・下痢)
	ブロッコリーサラダ	1皿		: (硬・普・軟・下痢)	: (硬・普・軟・下痢)
				: (硬・普・軟・下痢)	: (硬・普・軟・下痢)
	食欲あり・なし	健康	咳・鼻水・嘔吐・発熱 投薬(かぜ薬)・その他()	咳・鼻水・発熱・その他()	
9日 (月)	朝食	(量)	おままごとのごちそうをお皿に乗せて そう作りを楽しんでいました。 たくさん机に並べると“ママ、どうぞ”と 持ってきてくれました。食べる真似をして 「甘くておいしいね」と言う嬉しそうに ○○ちゃんも真似して食べていました。		
	おにぎり	1個			
	味噌汁	1杯	薬を飲んでいる時は、その 内容も記入してください 園の様子を担当が記入 します		
	バナナ	3切れ			
	食欲あり・なし	連絡	研修のため、母携帯に連絡をお願いします。		

食欲がない、鼻水や咳が出るなどいつもと様子が違う場合は記入をし、担任または早朝保育師に声をかけてください。

担任への連絡事項がありましたら記入してください。コードモンでも送る事ができます。

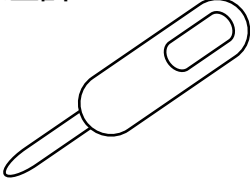
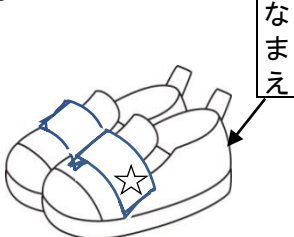
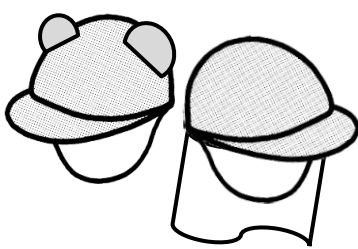
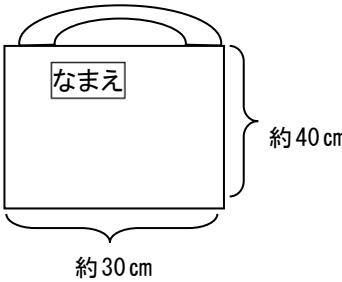
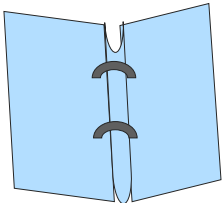
※慣らし保育期間、保護者の方の都合でお迎え時間が早い時、園行事、会議などで園の記入がない場合がありますのでご了承ください。気になることや担任に聞きたいことがある方は、気軽にお声かけください。

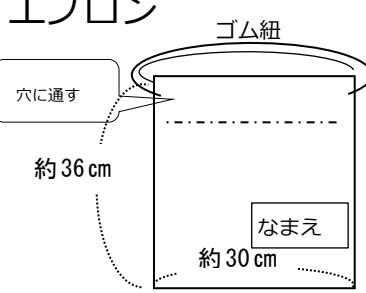
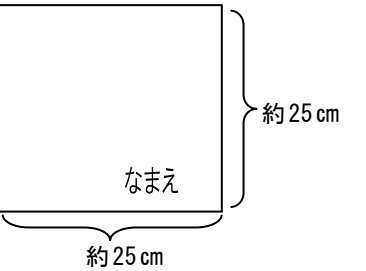
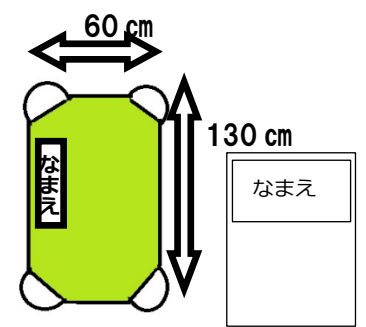
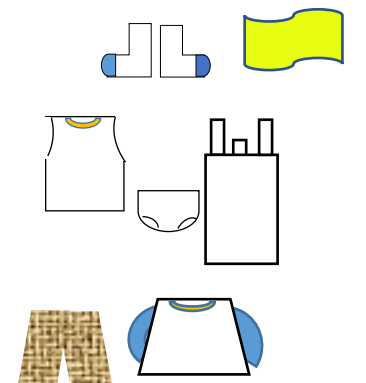
4 その他のお願い

- ・持ち物には必ず名前を記入しておいてください。
- ・園には、お菓子やおもちゃなどは、持ってこないようにしてください。
- ・フードの無い動きやすい服装をお願いします。
- ・肩にかかる髪は束ねてください。
- ・カチューシャやヘアピン等は、怪我の恐れがあるのでやめましょう。
- ・手袋、マフラー、雨合羽等を身に付けてきた時は、保護者の方で持ち帰ってください。
- ・防寒着（ジャンパーなど）はフード付きのものは避け、フックに掛けられるよう、首元に“ち”（フープ）を付けてください。
- ・名札は園用を貸し出します。登園したら付け、降園時に外して、園に置いていきます。（入園当初のみになります）

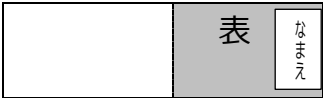
5 園生活に必要な物

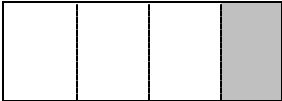
☆各用品に目安となるサイズが書いてありますが、絶対に

体温計  体温計、ケースの両方に記名をしてください	【用途】・登園時の検温に使います。 【機能】・脇に挟んで計る電子体温計。 形は使いやすいもので大丈夫です。 【注意点】・耳式体温計や非接触体温計等のご遠慮ください。 ・登園後、保護者の方の膝にいれ、検温をしてください。 ・検温後、体温計とすすくノートを保育者に見せてください。
靴 	【用途】・戸外で遊ぶ時に履きます。 【形】・自分で着脱しやすい、お子さんの足のサイズに合った物。時々サイズの確認をお願いします。メーカー等指定はありません。 【注意点】・サンダル、紐靴、ブーツ等のご遠慮ください。 ・運動靴は、登降園に使っていただく物と一緒に靴で良いです。 ・登園したら指定の場所に入れてください。 ・雨天時に長靴を履いて登園した場合も、晴れたら戸外で遊ぶ為靴を持ってくるください。
カラー帽子 	【用途】・登降園時や戸外で遊ぶ時に着用します。 【色】・園指定の桃色の帽子。お子さんのサイズに合わせて選んでください。 【注意点】・名前は帽子の左側を書いてください。たれ付きの場合は、たれの当て布にも記名してください。 ・毎日必ず持ち帰り、週に1度は洗濯し、ゴムが伸びていたら取り換えをお願いします。
汚れものの袋 	【用途】・おしぼり、エプロン、スタイ等の使用した物、衣服等の汚れた物を入れます。(排泄で汚れた衣服はトイレの汚れ物入れへ入れます) 【サイズ】・かごにかけやすい、幅やマチがあるものが使い易いです。(スーパーの袋等は1枚ずつ名前を記入してください) 【注意点】・名前は見え易いよう上の方に書いてください。 ・持ち手付きの袋が持ち帰りに便利です。
すすくノート用 ファイル 	【用途】・家庭の様子、園での様子をお伝えする連絡用に使います。 【サイズ】・A4サイズの2つ穴リングファイル。 【注意点】・消毒をしますので、プラスチック素材のものとお願いします。

エプロン 	【用途】・おやつや食事の時に服を汚さないように使います。 【サイズ】・フェイスタオルの半分に折ったもの。 【枚数】・1日2枚使います。 【素材】・タオル素材の物が使い易いです。紐はゴム紐等伸縮性がある物が扱い易いです。伸びてきたら取り替えてください。 【注意点】・毎日洗濯をして清潔な物を持ってきてください。 「洗い替え用に予備を作っておくと便利です」
おしぼり 	【用途】・おやつや給食時に手を拭いたり口を拭いたりする時に使います。 【サイズ】・ハンドタオルの大きさ。 【枚数】・1日3枚。延長保育利用児は4枚。 【素材】・薄いタオル地の物が吸収性があり拭き易いです。 【注意点】・毎日洗濯して清潔な物を持ってきてください。 「洗い替え用に予備を用意しておくくと便利です」
掛布団、ベッドシート ○お昼寝ベッド用シート ※枕はいりません  【ベッドシート】 	【用途】・昼寝に使用。枕はいりません。 【注意点】・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してください。生地は自由です。 ・掛布団は季節によって、タオルケットなど調節をしてください。 ・掛布団（タオルケット）、シートの上側に分かりやすく名前を書いてください。 ・おねしょマットはお子さんの必要に応じて使用してください。 ・毎週金曜日に持ち帰り、掛布団は干し、シートは洗濯をしてきてください。 【作成する場合】 * 布*ゴム 4 本（横 2～3 cm×長さ 35 cmほど） * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る ・シートの左上に名前を付けてください。
着替えの服 	【用途】・衣服が汚れた時に着替え用として使用します。 【注意点】・肌着、パンツ、Tシャツ、ズボン、靴下、体を拭くタオル、汚れ物を入れて持ち帰る大きめのビニール製の袋 4～5 枚（名前を書いた 30 cm×40 cm より大きい物）をお子さんに合わせて必要枚数を入れてください。 ・季節に合わせて入れ替えをお願いします。 ・使用したら、次の日には補充をお願いします。 ・肌着は、自分で着脱がしやすいよう 1 歳児を目安に上下別れたものにしてください。 ・トイレトレーニング中は、着替えを多めに入れておいてください。 ・すべての衣服、靴下左右とも必ず記名をしてください。

トイレのおむつかごに入れるもの

おむつ (サブスクを利用しない方のみ)	【サイズ】・お子さんに合わせて用意してください。 【注意点】・10枚は置いておくよう、毎日確認して補充してください。 ・紙おむつはお尻側に、1枚1枚、名前を書いて持ってきてください。
おしりふき (サブスクを利用しない方のみ) 	【用途】・大便時に使います。 【素材】・お子さんが肌荒れしない物。 【注意点】・ケースやふた付きの物を用意し、名前を書いてください。
おしりマット タオル1枚を二つ折りにして縫う 	【用途】・おむつ替えのときにお尻の下に敷きます。 【サイズ】・1枚のフェイスタオル（一般的なタオル）を二つ折にした大きさ。 【注意点】・感染症予防のため、<u>直接座る表面に名前を付け、そちらを内側に折って所定の場所に入れてください。</u> ・毎日洗濯をして清潔な物を持ってきてください 「洗い替え用に予備を作っておくと便利です」

雑巾 5枚 タオル1枚4つ折り 	【用途】・掃除、消毒、アレルギー対応等に使います。 ・ご協力をお願いします。 【サイズ】・1枚のフェイスタオル（一般的なタオル）を4つ折にした大きさ。 【注意点】・名前は付けないでください。 「<u>登園初日に担任に提出してください</u>」
--	--

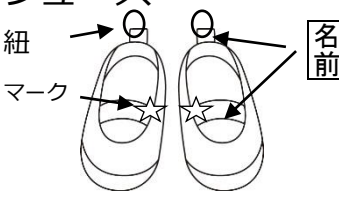
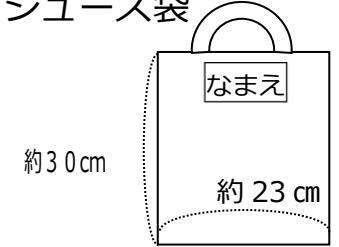
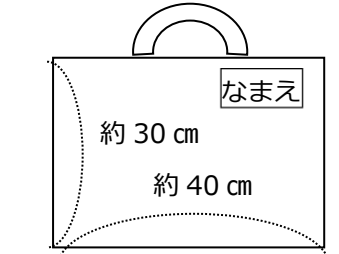
この大きさでなければいけないという物ではありません。

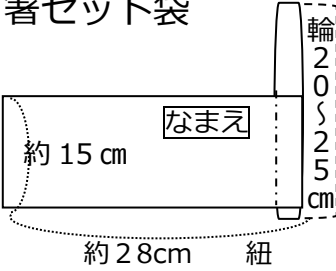
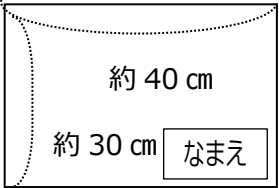
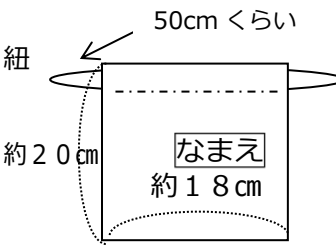
保護者の方の協力事項 《幼児》

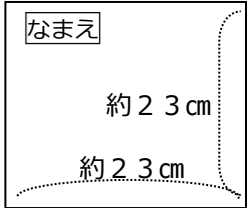
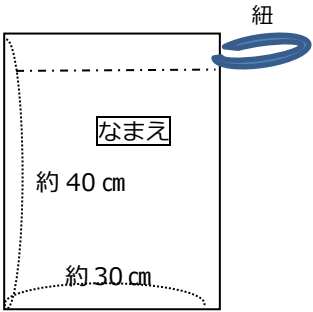
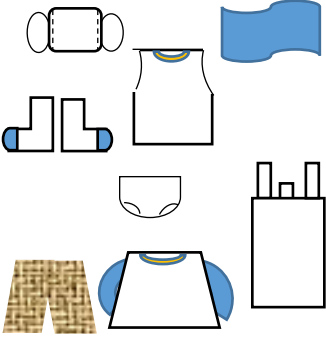
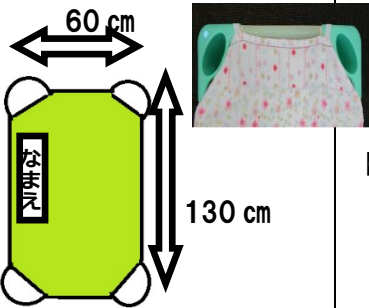
園生活に必要な物

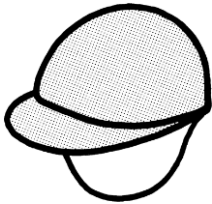
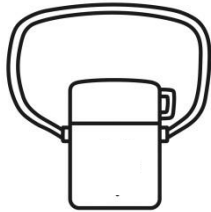
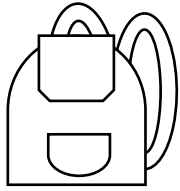
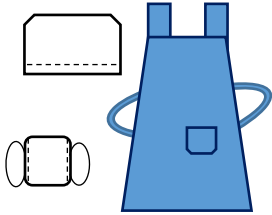
用意する物

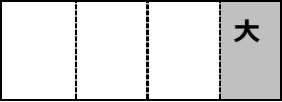
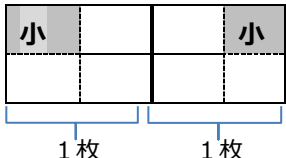
☆各用品に目安となるcmが書いてありますが、多少違って大丈夫です。
絶対にこの大きさでなければいけないという物ではありません。

通園カバン 	【用途】 ・保育に必要なものを入れ使用します。 【注意点】 ・リュック型、こどもの体にあったもの ・こどもが自分で扱いやすいもの 【カバンの中に入れるもの】 ・箸セット・ナフキン・コップ・給食用手拭タオル ・マスク（年長児のみ） など
シューズ  ・名前を2か所（上から見て分かる所と、靴箱に入れて後ろから見て分かる所）に書いてください。	【用途】 ・室内で毎日履きます。 【サイズ】 ・お子さんの足のサイズに合った物。 ※靴とシューズのサイズが異なる場合があります。 足のサイズに合ったものを用意してください。 【注意点】 ・かかとがあり、自分で履きやすく動きやすい物。左右が分かるようなマークや、かかとの部分に引っ張れるような紐が付いていると、便利です。 ・週末に持ち帰りますので洗って、月曜日に持ってきてください。サイズや名前が消えていないか確認をお願いします。 ・メーカーなどの指定はありません。
シューズ袋 	【用途】 ・シューズの持ち運びに使います。 【サイズ】 ・各自のシューズが入る大きさを考慮してご準備ください。 【注意点】 ・名前は見えやすい場所に書いてください。
手さげ袋 	【用途】 ・手紙ファイル、貸し出し絵本、製作物等を持ち帰る時に使います。 【素材】 ・キルティングなどしっかりした素材が出し入れし易いです。 【注意点】 ・常時園に置いておきますので、持ち帰ったら必ず翌日に園に持ってきてください。 ・名前は見えやすい場所に書いてください。

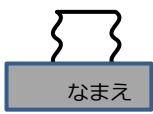
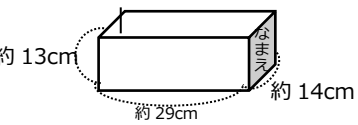
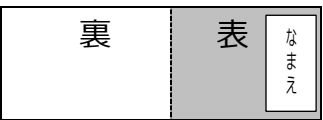
箸セット袋 	【用途】 ・袋には、箸セットとナフキンを入れます。 【サイズ】 ・箸セットとナフキンが入り、こどもが出し入れし易いサイズ。紐は20～25cmくらいの長さを通すとちょうどよいです。 【素材】 ・しっかりした綿素材の物が使い易いです。 (かさばるキルティング素材は避けてください) ・綿の紐をお願いします。 【注意点】 ・毎日洗濯をして、清潔な物を持ってきてください。 「洗い替え用に予備を作っておくと便利です」
ナフキン 	【用途】 ・給食時に机に敷いて、上に食器を乗せます。 【サイズ】 ・左の表示サイズより大きいと机から出たり、友達のナフキンに被ったりするので、大きい物はこのサイズに縫ってください。 【素材】 ・しっかりした綿素材の物が使い易いです。 (キルティング素材や刺繍はコップ等が傾いてこぼれやすくなるので避けてください) 【注意点】 ・毎日洗濯して、清潔な物を持ってきてください。 「洗い替え用に予備を作っておくと便利です」
コップ 	【用途】 ・うがいをする時、お茶を飲む時、給食時の牛乳を飲む時に使用します。 【サイズ】 ・<u>持ち手があり</u>、底が安定し耐久性のある 200cc 入る大きさの物を用意してください。 【素材】 ・プラスチック製など扱い易く、落としてもひびの入りにくい物をお願いします。 【注意点】 ・毎日洗って、清潔な物を持ってきてください。
コップ袋 	【用途】 ・コップを入れます。 【サイズ】 ・コップを出し入れし易い大きさ。 【素材】 ・綿など厚みのない素材が鞆に入りやすいです。 ・コップ掛けに掛けて使用します。綿の紐付きで出し入れし易い大きさの物を作ってください。 【注意点】 ・毎日洗濯をして、清潔な物を持ってきてください。 「洗い替え用に予備を作っておくと便利です」
マスク  マスクに必ず名前を書いてください。	【用途】 ・<u>年長児は、給食の配膳の時に使用しますので毎日持たせてください。</u> ・幼児は感染症の流行、体調によって使用します。 【サイズ】 ・マスクは、しっかりとこどもの鼻と口が隠れる大きさ。 【注意点】 ・マスクは名前を書いて、袋に入れ、<u>着替え袋に常時 1～2 セット入れておいてください。</u> ・清潔な物を持ってきてください。

給食用ハンカチ 	【用途】 ・給食前に手洗した際、清潔なタオルで手を拭きます。トイレ・手洗い用ハンカチとは別にして使い分けます。 【サイズ】 ・大人用タオルハンカチくらいの大きさ。 【素材】 ・タオル地が良いです。 【注意点】 ・名前はよく見えるように書いてください。 ・毎日洗濯をして清潔な物を通園バックに入れてください。
着替え袋 	【用途】 ・着替え用の服を一式入れてください。 ・衣服の汚れを気にせず十分に遊べるように、年間を通して着替えを袋に入れて置いておきます。 【素材】 ・着替え袋は、キルティングなどのかさばる素材は避け、綿素材が良いです。 ・紐は開閉しやすい素材、長さがよいです。 【注意点】 ・両手で開閉し易いように紐を2本にすると良いです。
着替えの服 	【用途】 ・衣服が汚れた時に着替え用として使用します。 【注意点】 ・肌着、パンツ、Tシャツ、ズボン、靴下、マスク1枚、体を拭くタオルをお子さんの姿に合わせて必要枚数入れてください。 ・<u>汚れ物を入れて持ち帰る大きめのビニール製の買い物袋2～3枚と小さいビニール袋2～3枚</u> ・季節に合わせて入れ替えをお願いします。 ・使用したら、次の日には補充をお願いします。 ・フードの付いていない衣服にしてください。 ・園用のパンツを使用した場合は、同じサイズの新品を返却してください。
掛布団、ベッドシート ○お昼寝ベッド用シート ※枕はいりません  【ベッドシート】 【掛布団 or タオルケット】 	【用途】 ・3歳児(慣らし保育後から使用)と4、5歳児の土曜、夏季休業保育時に使います。 ※4、5歳児は、ベッドを使用しません。昼寝については後日お知らせいたします。 ・毎週金曜日に持ち帰り、掛布団は干し、シートは洗濯をしてきてください。 【注意点】 ・ベッドの大きさにあった左のサイズのを市販品又は作成してください。生地は自由です。 ・掛布団は季節によって、タオルケットなど調節をしてください。 ・掛布団(タオルケット)、シートの上側に分かりやすく名前を書いてください。 【作成する場合】 ・布*ゴム4本(横2～3 cm×長さ35 cmほど) ・四隅を縦横14 cmほど三角形に折る。 ※「コットカバー」などの名称で売っています。

カラー帽子 	【用途】 ・園指定のクラスカラーの帽子で、毎日の通園や戸外で遊ぶ時に着用します。 【サイズ】 ・サイズはお子さんに合わせてご購入ください。 【注意点】 ・業者で各自購入していただきます。 「金沢屋」 ☎（0565）32-0308 ・名前は、帽子の左内側とたれの当て布に書いてください。兄弟等のものを使用される場合は、名前を書き換えてください。 ・週に1回は洗濯し、ゴムが伸びていたら取り換えてください。
水筒 	【用途】 ・水分補給、感染予防の為、毎日使用します。弁当日には、うがいをする時のコップとして使います。 【注意点】 ・紐とコップの付いた物を用意してください。 ・衛生面を考えて、ストロー式や直接口を付けて飲むタイプの物でなく、中栓のあるコップ式の物にしてください。
リュックサック 	【用途】 ・年に数回の弁当日に使います。 【サイズ】 ・弁当箱、箸セット、水筒、おしぼり、敷物、ごみ袋が全て入るサイズで、こどもの体格に合った物。 【注意点】 ・弁当袋はこどもが自分で出し入れし易い（口が大きく開く）袋式の物を用意してください。
体操服と体操ズボン 	【用途】 ・運動会、園外保育等に使用します。 【サイズ】 ・園指定の物を使用してください。サイズはお子さんの体に合わせてご購入ください。 【注意点】 ・名前を上下とも記入してください。 ・業者で各自購入していただきます。 「金沢屋」 ☎（0565）32-0308
エプロンと帽子、マスク （年長児） 	【用途】 ・年長児がクッキングなどに使用します。 【サイズ】 ・お子さんの体に合わせて用意してください。 ・帽子は、髪の毛がしまえるように被るタイプのものを用意してください。 【注意点】 ・エプロンの紐は、マジックテープでとめるなど自分で着脱できるよう工夫してください。 ・ジップロックの袋や布製の袋に入れて持ってきてください。 ※必要になりましたら、担任からお知らせします。 ※クッキング前に見本を展示しますので参考にしてください。

雑巾 大 タオル1枚4つ折り  小 タオル半分4つ折り 	大4枚・小2枚 【用途】 ・園内の掃除、こどもの当番活動や製作の時に使います。ご協力ください。 【サイズ】 ・大は1枚のフェイスタオル（一般的なタオル）を4つ折にした大きさ。 ・小は1枚のフェイスタオル（一般的なタオル）を<u>半分に切って</u>4つ折にした大きさ。 【注意点】 ・名前は付けないでください。 <u>「入園式・進級式当日に担任に提出してください」</u>
--	--

おむつをしているお子さんの場合は、以下の準備をお願いします。

おむつ トレーニングパンツ パンツ	【サイズ】 ・お子さんに合わせて用意してください。 【注意点】 ・毎日補充してください。 ・紙おむつはお尻側に、1枚1枚、名前を書いて持ってきてください。
使い捨てビニール袋	【用途】 ・汚れ物の片づけ時に使います。 ・3～5枚用意してください。
おしりふき 	【用途】 ・大便時に使います。 【注意点】 ・ケースや蓋付きの物を用意してください。 ・名前の記入をお願いします。
おむつセット入れ プラスチックかご 	【用途】 ・上記のおむつ、おしりふき等を入れます。 【注意点】 ・置く場所が限られていますので、サイズ内の物を用意してください。 ・側面に名前を書いてください。
おしりマット タオル1枚を二つ折りにして縫う 	【用途】 ・おむつ替えの時にお尻の下に敷きます。 【サイズ】 ・1枚のフェイスタオル（一般的なタオル）を二つ折にした大きさ。 【注意点】 ・感染症予防のため、<u>直接座る表面に名前を付け、そちらを内側に折って所定の場所に入れてください。</u> ・毎日洗濯して清潔な物を持ってきてください。

毎日の手順

登園時 ① 親子で排泄の確認、汚れていたらおむつ替えをする ② おしりマットを所定の場所に入れ ③ おむつ、袋等の補充をする	降園時 ① 汚れた衣服があれば、汚れ物入れから出す ② トイレに用意してある消毒液を入れ物にかけて拭く、元の位置へ戻す。 ③ 雑巾は洗って所定の場所に戻す。
--	--

園で用意、配布されるもの

- ・箸セット（市から配布、中学校まで使います）
※破損、紛失した場合は、各自で購入していただきます。（取扱店：メグリア本店等）
- ・名札（園で用意します）

* 持ち物などについてのお願い

- ・名札は園用を貸し出しします。登園したら付け、降園時にはずして園に置いていきます。
- ・持ち物には必ず名前を記入してください。
- ・ハンカチとティッシュは、ズボンのポケットに入れましょう。
※ポシェットは、ポケットがない、ポケットが小さいなどの時のみ使用してください。
- ・園には、お菓子やおもちゃなどは、持ってこないようにしてください。こども同士でお土産、飾り物などの交換などもご遠慮ください。
- ・キーホルダーなどは目印として 1 個までにしましょう。
※玩具性のある物は、トラブルや破損の原因となる為やめましょう。
- ・靴は、サイズの合った履きなれた運動靴（自分で着脱しやすいもの）にしてください。
サンダル、ブーツ、かかとのない靴などはご遠慮ください
- ・手袋、マフラー、雨合羽等を身に付けてきた時は、保護者の方で持ち帰ってください。
- ・防寒着のジャンパーなどは、フックに掛けられるよう首元に“ち”（フープ）を付けてください。
- ・フードの無い動きやすい服装にしてください。
- ・肩にかかる髪は束ねましょう。カチューシャ、ヘアピンなどは、けがの恐れがあるのでやめましょう